



2025年5月30日

各 位

上場会社名	北海道電力株式会社
代表者	代表取締役 社長執行役員 齋藤 晋
(コード番号	9509 東証プライム・札証)
問合せ先責任者	総務・環境部企業行動室
	法務グループリーダー 新居 和雅
(TEL	011-251-1111)

北海道電力ネットワーク株式会社における 電気事業法の規定に基づく報告徴収への報告について

当社子会社の北海道電力ネットワーク株式会社（以下、「北電ネットワーク」）は、2025年4月28日、同社が作成した、非公開情報^{※1}に該当し得る情報を含む資料の当社従業員による所持が判明した^{※2}ことを受け、電力・ガス取引監視等委員会より電気事業法の規定に基づく報告徴収を受領しました。

当社および北電ネットワークは、当該報告徴収に基づくアンケートや個別ヒアリングなどの調査を進め、本事案に関する事実関係、発生原因および再発防止策などについて取りまとめ、本日、同委員会へ報告しておりますので、お知らせいたします。

調査結果の概要については、別紙をご参照ください。

当社および北電ネットワークといたしましては、電気事業法および電気事業法施行規則等で定められた行為規制上、不適切な取扱いを行っていたことについて大変重く受け止め、行為規制等の法令遵守に係る監視・監督体制の強化を行い、今後は新たな管理体制の下、再発防止に努めてまいります。

※1：一般送配電事業者が営む託送供給および電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得る情報

※2：電気事業法上、北電ネットワークの特定関係事業者（一般送配電事業者と同一グループ内の小売電気事業者、発電事業等）である当社は、非公開情報をその小売電気事業、発電事業等の業務において利用すること等が禁止されている

以 上

北海道電力従業員による当社資料の所持に関する 電力・ガス取引監視等委員会への報告概要について

2025年5月30日

北海道電力ネットワーク株式会社

- 2020年の法的分離により、一般電気事業者の送配電部門が切り離され、送配電網を中立的な共通インフラとして開放することで、発電や小売・特定卸供給における中立・公平な競争環境が整備されました。
- 北海道においては、北海道電力の送配電部門が分社し、北海道電力ネットワーク（当社）が発足しました。
- 当社を含む一般送配電事業者が、どの電気供給事業者に対しても公平性・中立性を確保するため、一般送配電事業者の禁止行為が電気事業法で定められました。

本事案に関する禁止行為の内容

1. 情報の目的外利用または提供の禁止

託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報等で、他の事業者の競争に影響を及ぼし得る情報を本来の目的以外に利用・提供する行為は、発電・小売・特定卸供給事業の競争関係に影響を及ぼす可能性があるため、禁止されています。

2. 差別的取扱いの禁止

合理的な理由なく事業者によって送配電等業務における取扱いに差を設ける行為は、特定の電気供給事業者を不当に優遇・差別する行為であるため、禁止されています。

2. 報告の概要

- 北海道電力の従業員が、数年前に当社が作成した、将来的な北海道エリアの系統構成など、競争に影響を及ぼし得る非公開情報が記載された資料（資料1～3）を所持していました。
- 資料1～3の事実関係を調査する過程において、類似事案を調査したところ、北海道電力従業員が、当社の非公開情報を含む資料4-1と資料4-2を過去に入手していたことが判明しました。
- 上記について、その経緯等を調査のうえ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告しました。

資料	資料の内容	作成時期	北海道電力が所持するに至った経緯
1	将来的な北海道エリアの系統構成の検討状況に関する資料	2022年10月	当社と北海道電力との打合せにおいて他の資料に紛れて渡った可能性がある
2	グループ会社との施工力確保に関する打合せ資料	2022年11月	当社がグループ会社と施工力確保に関する打合せをした後に、当該グループ会社を通して北海道電力に渡った可能性がある
3-1	送変電設備等を示した概略図	2018年4月	2020年4月の法的分離以前に配付されており、法的分離以後も所持していた
3-2	送変電設備等を示した概略図	2010～2014年度と推定	
4-1	送変電設備等を示した概略図	2020年4月	当社ポータルサイト（情報共有・業務支援のため当社内で利用するウェブサイト）を通じて入手した可能性がある
4-2	札幌市内および近郊における変電所の増強計画等に関する資料	2020年12月～2022年8月	当社組織間共有フォルダ（共有サーバー）を通じて入手した可能性がある

2. 報告の概要

調査方法

当社資料が北海道電力従業員に渡った経緯を明らかにするため、外部専門家等により、以下の調査を実施しました。

➤ 個別ヒアリング

各資料の関係者へのヒアリングを実施しました。

➤ 当社全従業員（役員を含む）対象としたアンケート

全従業員を対象としたアンケート調査を実施しました。

➤ デジタル・フォレンジック調査（電磁的記録の解析）

当社資料が北海道電力従業員に渡った経緯を明らかにするため、関係者を対象に、電子メール等の電子データについて、デジタル・フォレンジック調査を実施しました。

➤ パソコン操作ログ調査

個別ヒアリングやデジタル・フォレンジック調査で判明した事実に関するパソコンの操作ログの調査を実施しました。

➤ 組織間共有フォルダおよびポータルサイトの調査

組織間共有フォルダやポータルサイトのアクセス権限の設定について調査を実施しました。

3. 発生原因および再発防止策

<社員の意識変革、理解度の向上>

- 原因として、発電事業分野における行為規制遵守の重要性に関する認識不足や、グループ会社に対する身内意識が認められるため、社員の意識変革や行為規制の重要性に関する理解度向上に向けた再発防止策を講じていきます。

原因	再発防止策
発電事業分野における行為規制の重要性に対する認識が不足していたこと	・ 会社間異動者（転出）に関する注意喚起の強化
法的分離時における資料の取扱いに関する指示が存在しなかったこと	・ 法令遵守・行為規制遵守に関する社長メッセージの発信 《実施済み》
行為規制に関する教育が十分でなかったこと	・ 所属長による職場員との意見交換等を通じた社長メッセージの確実な浸透およびコミュニケーションの強化
グループ会社に対する身内意識が存在したこと	・ 当社・北海道電力従業員間のコミュニケーションガイドラインの制定（身内意識の排除、中立性確保の徹底を明記）
	・ 行為規制遵守に特化した教育・研修の実施（階層別）
	・ 各部門の業務実態に即したケーススタディ等を交えた教育・研修の実施 《実施済み》
	・ 行為規制相談窓口を通じた対話および情報収集 《実施済み》
	・ 行為規制専用ポータルサイトの充実（相談事例等の共有）

3. 発生原因および再発防止策

<チェック体制・対策の整備・強化>

- 原因として、現在の内部統制体制では、行為規制等の法令遵守に係る監視・監督が不十分であったため、第2線に新たに行為規制遵守に関する専任組織を設置するなど、三線管理を基本とした体制を再構築していきます（詳細は次スライド参照）。

原因	再発防止策
行為規制等の法令遵守に係る監視・監督が不十分であったこと	・ 三線管理を基本とした体制の再構築 ➢ 行為規制遵守に関わる専任組織の設置（次スライド参照） ➢ リスク評価、事業部門に対するモニタリング強化（実地モニタリング含む）
内部通報制度が十分に機能しなかったこと	・ 非公開情報である旨の明示および電子化・紙資料事後回収の徹底 ・ 会社間異動者（転入）に対する一定期間のモニタリングの実施 ・ 内部通報窓口の周知・理解度向上

<委託先に関する安全管理措置の強化>

- 委託先に対する情報管理の注意喚起や指導が不十分であったため、委託先において情報管理が徹底されるよう、再発防止策を講じていきます。

原因	再発防止策
委託先に対する情報管理の注意喚起や指導が徹底されていなかったこと	・ 委託先における行為規制教育体制の構築支援 ・ 非公開情報を扱う委託先との包括的な守秘義務契約の締結 ・ 安全管理措置の遵守状況を確認する仕組みの構築（監査等）

【参考】行為規制遵守に係る体制図（新組織設置後）

北海道電力ネットワーク社長



取締役会

報告

監査役

連携

第2線
(管理部門)

コンプライアンス担当役員
【法令遵守責任者・情報管理責任者】



専任組織の設置：流通総務部行為規制遵守推進G

第1・2線に
対する
内部監査

第3線
(内部監査部門)

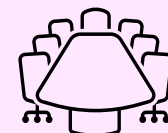


代表者直轄
モニタリング組織

報告

評価・
提言

行為規制等
遵守委員会



外部専門家参加
(弁護士・公認会計士等)

自己点検結果のチェック

教育・研修

従業員アンケート

行為規制等相談対応
内部通報窓口対応

第1線
(事業部門)

事業部門(部門長)



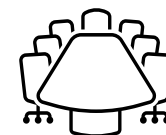
本店事業部門

上位機関



下位機関

企業倫理委員会



外部専門家参加
(顧問弁護士)

3. 発生原因および再発防止策

<共有フォルダ等の安全管理措置>

- 共有フォルダやポータルサイトに関するアクセス権限の設定が不適切だったことにより、HD従業員によるNW資料の閲覧・入手が可能であったため、適切なアクセス権限の設定に向けて、再発防止策を講じていきます。

原因	再発防止策
共有フォルダ等のアクセス権限設定が不適切だったこと	・ アクセス権限の設定ルール、管理者による定期的なアクセス権限の確認ルール等の策定
	・ 当社・北海道電力共通のフォルダやポータルサイトの分割について検討